三　第二十七条第二項第二号の火薬庫の設置場所

10　水蓄火薬庫の基準

一　第二十七条の二第一号の火薬庫の壁及び底面

の厚さを満たしていることが目視等又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視等又は図面による検査に替えることができる。

三　火薬庫の設置場所の状況を、目視等及び図面により検査する。

一　火薬庫の壁及び底面の材質並びに火薬庫の壁及び底面が堅固で、かつ、水が漏れるおそれがないことを、目視等及び図面により検査し、及び当該壁及び底面の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

二　第二十七条の二第二号の火薬庫の屋根

二　火薬庫の屋根に講ずる盗難及び火災を防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査する。

三　第二十七条の二第三号の火薬庫の設備

三　火薬庫に設置されている水位計及び自動供給装置の設置の状況を、目視等及び図面により検査する。

四　第二十七条の二第四号の火薬類が流失することを防止するための措置

四　火薬類が流失することを防止するための措置の状況を、目視等又は図面により検査する。

11　横穴式水蓄火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十七条の三第一号の火薬庫の内面

一　［略］

二　火薬庫の内面が堅固で、かつ、水が漏れるおそれがないことを、目視等及び図面により検査する。

三　第二十七条の三第二号の火薬庫の前面の擁壁

三　火薬庫の前面の擁壁の材質及び構造を、目視等により検査する。

四　第二十七条の三第三号の火薬庫の前面の擁壁の出入口

四　火薬庫の前面の擁壁に設けられた出入口の水漏れを防ぐ措置の状況を、目視等により検査する。

五　第二十七条の三第四号の火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置

五　火薬庫の出入口に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、目視等により検査する。

三　第二十七条第二項第二号の火薬庫の設置場所

10　水蓄火薬庫の基準

一　第二十七条の二第一号の火薬庫の壁及び底面

の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。

三　火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。

一　火薬庫の壁及び底面の材質並びに火薬庫の壁及び底面が堅固で、かつ、水が漏れるおそれがないことを、目視及び図面により検査し、及び当該壁及び底面の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。

二　第二十七条の二第二号の火薬庫の屋根

二　火薬庫の屋根に講ずる盗難及び火災を防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。

三　第二十七条の二第三号の火薬庫の設備

三　火薬庫に設置されている水位計及び自動供給装置の設置の状況を、目視及び図面により検査する。

四　第二十七条の二第四号の火薬類が流失することを防止するための措置

四　火薬類が流失することを防止するための措置の状況を、目視又は図面により検査する。

11　横穴式水蓄火薬庫の基準

一　［略］

二　第二十七条の三第一号の火薬庫の内面

一　［略］

二　火薬庫の内面が堅固で、かつ、水が漏れるおそれがないことを、目視及び図面により検査する。

三　第二十七条の三第二号の火薬庫の前面の擁壁

三　火薬庫の前面の擁壁の材質及び構造を、目視により検査する。

四　第二十七条の三第三号の火薬庫の前面の擁壁の出入口

四　火薬庫の前面の擁壁に設けられた出入口の水漏れを防ぐ措置の状況を、目視により検査する。

五　第二十七条の三第四号の火薬庫に講ずる盗難を防止するための措置

五　火薬庫の出入口に講ずる盗難を防止するための措置の状況を、目視により検査する。